

第 2 回相模川川づくり行政連絡会

1. 開会

○神奈川県 河川課

皆様、本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。
定刻前ではございますが、皆さんおそろいのようなので、ただいまより相模川川づくり行政連絡会を開催させていただきます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます神奈川県県土整備局河川課の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って進めさせていただきます。

それでは、まずお手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。一つ目が資料目録。二つ目が議事次第。続きまして、名簿、座席表。資料 1 としまして、相模川・中津川河川整備計画（骨子）。資料 2 につきましては、資料 1 に行番号のみを追加した資料になっております。資料 3 としまして、当面の進め方。資料 4 として、相模川・中津川の現状と課題ということで、資料になってございます。配付漏れ等ございましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○神奈川県 河川課

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

2. 挨拶

○神奈川県 河川課

議事次第 2 としまして、国土交通省京浜河川事務所長、服部より御挨拶申し上げます。

○京浜河川事務所 事務所長

皆さん、おはようございます。簡単ですが、御挨拶させていただきます。

まず、本日御多忙の中、相模川川づくり行政連絡会に御出席賜りまして、どうもありが

とうございます。また、日ごろから国の管理区間、県の管理区間問わず、相模川、・中津川の河川事業に御協力いただいているところ、厚く御礼申し上げます。

御案内のとおり、相模川につきましては平成19年に、河川整備基本方針を策定しました。その後ちょっと間があきましたが、今般、今後20年から30年間をめどに行う整備の目標、内容について定める河川整備計画を検討しているところでございます。この会議の、位置づけは、河川整備計画の策定に向けて河川法第16条の2、第5項に基づく関係県知事及び関係市町村長の意見聴取に先立ち、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と神奈川県及び流域自治体において、相互の立場を理解しつつ、河川整備計画にかかわる検討内容の認識を深めるため、御検討いただく場になっております。

こういう場でございますけれども、御案内のとおり3月8日に第1回を開かせていただき、そのときは現況の課題と当面の進め方をお示しさせていただいたところでございます。その後、3月13日に第1回目の有識者会議を開かせていただきました。そういった経緯があり、今回は第2回目ということで、整備計画の骨子を示めさせていただきます。また当面の進め方についてもお示しさせていただきます。骨子について、時間が限られてございますけれども、忌憚のない御意見いただければと思っています。本日もどうぞよろしく願いいたします。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。それでは、議事に入る前に、本日の連絡会の資料及び議事録について、連絡会后に公開したいと考えておりますので、本連絡会の規約第7条に基づき、連絡会に諮りたいと考えております。規約につきましては、本日の名簿の裏に規約の写しを添付させていただいております。

連絡会開催後、本日の連絡会資料は公開するものとし、また議事録についても事務局で議事録を作成し、出席したメンバーの確認を得たのち、公開するものとします。これにつきまして、皆様方の御意見はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神奈川県 河川課

それでは、皆さん異議がないということですので、連絡会后、連絡会資料については公

開し、議事録についても出席メンバーの確認後、公開することといたします。

本日の出席者につきましては、お配りしております席次にかえさせていただきます。

3. 相模川・中津川河川整備計画（骨子）

○神奈川県 河川課

次に、議事次第3に移らせていただきます。「相模川・中津川河川整備計画（骨子）」についてと、議事次第4の「当面の進め方」について、事務局からの説明をお願いします。

○京浜河川事務所 計画課長

京浜河川事務所計画課長の四條でございます。座って御説明させていただきます。

骨子の説明に先立ちまして、資料4をお手元に御用意ください。こちらはですね、先ほどもありました3月8日に開催した際、現状と課題についてお示しさせていただいたところですが、当日の御意見や、その他、誤記、誤植等を修正して、改めて資料をお付けしているところでございます。これにつきましては、詳細な御説明は割愛させていただきますけれども、この現状と課題に基づいて、今回の骨子を作成したと御理解いただければと思います。

それでは、骨子の説明をさせていただきます。行番号が付された資料-2のほうをお手元に御用意ください。めくっていただきまして、1ページ目、まずこの骨子につきましては、大きく三つに分けて記載をさせていただいております。一つ目が、河川整備計画の対象区間と期間。二つ目が、河川整備計画の目標に関する事項。三つ目が、河川の整備の実施に関する事項。大きく三つに分けて記載させていただいております。

下のページにいただいていただきまして、河川整備計画の対象区間と期間でございます。3行目以下に地図が載せてございます。相模川の河口から、本川は山梨県境までの55.6km。それから、中津川につきましては、相模川本川合流から塩水川合流点までの30.2kmを対象区間としております。

4行目、計画対象期間でございます。5行目から河川整備計画の計画対象期間は、概ね30年間とします。河川整備計画は現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要がある場合には計画対象期間内であっても適宜見直しを

行ってまいります。

めくっていただきまして、3ページ目でございます。河川整備計画の目標に関する事項です。2行目から、相模川・中津川の洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるような社会基盤の整備を図ります。

3行目、相模川では、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水・利水・環境に係わる施策を総合的に展開します。

災害の発生の防止または軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、相模川・中津川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の拡築・新設及び河道掘削等により洪水を安全に流下させる整備を推進します。

以下、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関して、9行目からは河川環境の整備と保全に関して、11行目は河川の維持管理に関して、それぞれお示しをさせていただいているところでございます。

下のページにまいります。4ページ目、河川整備計画の目標に関する事項です。2行目、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標でございます。

3行目、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、治水安全度の向上と適正な本支川、上下流及び左右岸バランスの確保とを両立させ、洪水、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ることを基本とします。

5行目、計画規模を上回る洪水等及び整備途上段階での施設能力以上の洪水等が発生した場合においても、自助・共助・公助の精神のもと、関係機関と連携し、住民等の生命を守ることを最優先として被害の最小化を図ります。

地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査及び検討を進め、必要な対策を実施することにより、地震、津波による災害の発生の防止または軽減を図ります。

9行目、相模川です。洪水に対しては、基準地点厚木において、戦後最大洪水である昭和22年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水による災害の発生の防止または軽減を図ります。

さらに下流部における国管理区間においては、上下流の治水安全度のバランスを考慮して、目指す安全の水準は、全国の他の河川における水準と比較して同程度の水準である年

超過確率1/50として、洪水による災害の発生の防止を図ることを目標とします。

14行目、中津川でございます。洪水に対しては、相模川本川の戦後最大洪水である昭和22年9月洪水（カスリーン台風）と同規模の洪水による災害の発生の防止を図ります。

めくっていただきまして、5ページ目です。河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標でございます。

3行目、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、利水の現況、動植物の保護、漁業、水質、景観等を考慮し、小倉地点においては、かんがい期に概ね20m³/s、非かんがい期に概ね10m³/s、寒川取水堰下流においては年間を通じて概ね12m³/sを流水の正常な機能を維持するため必要な流量とし、これらの流量を安定的に確保するよう努めます。

6行目、河川環境の整備と保全に関する目標です。

7行目、ゆとりとやすらぎとうるおいのある相模川・中津川を目指して、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の推進に努めます。

9行目、水質については、県・市町が実施する水質保全関連事業と連携し、良好な水質を維持しつつ、社会情勢、地域の要望に対応した河川水質の向上を目指します。

10行目、自然環境の保全と再生については、治水・利水・河川利用との調和を図りつつ、礫河原、瀬と淵及び河口干潟等の保全・再生に努めます。

11行目、河川の連続性の確保を図り、アユ等をはじめとする魚介類について、今後の遡上・降下の状況を十分に把握しながら、縦断的な生息環境の保全に努めます。

12行目、河川と周辺環境の連続性の確保等を通じて、生態系ネットワークの形成に努めます。

13行目、人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の人々の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた相模川・中津川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図ります。

15行目、宮ヶ瀬ダム貯水池においては、富栄養化、冷濁水の放流による環境への影響についてモニタリングを継続し、その保全・改善に努めます。

16行目、ダム貯水池の湖面利用については、様々なニーズがあることから、地域住民や関係自治体等と連携して健全で秩序ある湖面利用に努めます。

17行目、景観については、沿川と調和した河川景観の保全・形成に努めます。

18行目は、総合的な土砂管理に関する目標でございます。

相模川の流域の源頭部から河道域、河口・海岸域まで連続した流砂系と捉え、流砂系内の土砂移動環境の現状と課題を把握し、流砂系内の課題を共有し土砂環境の改善に向けた実効性のある対策を実施してまいります。

下のページにまいります。河川の整備に実施に関する事項でございます。

2行目が、河川の工事の目的に関する部分。

3行目、河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、高潮または津波による災害に対する安全性の向上を図ります。

6行目、洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止または軽減に関する事項です。

7行目、相模川の（国管理区間）につきまして、こちらは七つの項目について、記載しております。

一つ目が、堤防の整備。堤防が整備されていない区間や、標準的な堤防の断面形状に対して高さまたは幅が不足している区間について、堤防を嵩上げ・拡築を行います。

二つ目が、河道掘削です。河道目標流量を安全に流下させるために必要な箇所等において、河道掘削等を実施します。

3番目、侵食対策。水衝部が堤防に接近している場合や今後堤防に接近する恐れの場合については、洪水等による侵食から堤防を防護するために、護岸による低水路の安定化や堤防防護のため水衝部に関する調査・モニタリングを継続的に実施し必要な対策を実施します。

以下、4番、高潮対策。5番、地震・津波遡上対策。

めくっていただきまして、6番、内水対策。7番、施設的能力を上回る洪水を想定した対策と、七つの項目について、お示しさせていただいております。

○神奈川県 河川課

次にですね、私、神奈川県河川課の伊藤と申します。

3. 河川の整備の実施に関する事項、8ページになります。

4行目の（2）相模川（神奈川県管理区間）・中津川について、御説明いたします。

整備する項目に関しましては、6項目でございます。まず5行目の1)、堤防の整備。堤

防が整備されていない区間や、標準的な堤防の断面形状に対して高さまたは幅が不足している区間について、築堤、堤防の嵩上げ・拡築、及び護岸整備を行います。

8行目、河道掘削についてです。河道目標流量を安全に流下させるために必要な箇所等において、河道掘削等を実施します。

10行目、固定堰の改築についてです。既設固定堰により、流下断面の高さまたは幅が不足している区間について、固定堰の可動化等の改築を行います。

13行目、侵食対策についてです。水衝部が堤防に接近している場合や今後堤防に接近する恐れのある場合については、洪水等による侵食から堤防を防護するために、護岸による低水路の安定化や堤防防護のため水衝部に関する調査・モニタリングを継続的に実施し必要な対策を実施します。

17行目、橋梁架替。これは必要となる橋梁の架替を行ってまいります。

19行目、6)として、施設の能力を上回る洪水を想定した対策についてでございます。応急対策や氾濫水の排除、迅速な復旧・復興活動に必要な堤防管理用通路の整備、災害復旧のための資材の備蓄等を検討し、必要に応じて実施します。また、雨量、水位等の観測情報や河川監視カメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、その情報を関係機関へ伝達し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため、これらの施設の整備等を図ります。

○京浜河川事務所 計画課長

続きまして、9ページ目でございます。河川の整備の実施に関する事項のうちの、河川工事の目的の河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項でございます。

4行目、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を推進しつつ、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い、調査検討を行います。

6行目、河川環境の整備と保全に関する事項でございます。

7行目、河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえ、自然と調和を図った整備と保全を行います。

9行目、(1)水質改善対策。

10行目、宮ヶ瀬ダム（宮ヶ瀬湖）において富栄養化による影響が生じる恐れがある場合

には、必要に応じて富栄養化を軽減するための対策を行います。また、選択取水設備等を活用して、ダムからの濁水の放流による下流河川における環境への影響を抑制します。

13行目、相模ダム（相模湖）や城山ダム（津久井湖）では、ダム貯水池のアオコ対策として、エアレーション装置による湖水の攪拌により水温を下げてアオコの発生を抑制する対策に取り組んでおり、今後も引き続き実施していきます。

15行目、（2）自然環境の保全と再生。カワラノギク等が生育する礫河原の保全、アユ等の生育・繁殖場となる瀬と淵の保全に努めるとともに、コアジサシ等の生息・繁殖場となる砂礫地及びシギ・チドリ類等の渡り鳥の中継地となる河口干潟の回復に努めます。

18行目、河川環境の縦断的な連続性を確保するとともに、関係機関と連携し河川に隣接する公園や河畔林などの緑地と河川環境の連続性を確保します。

20行目、ハリエンジュ等の樹木対策については、治水面も考慮し計画的に伐採等の適正な管理を実施します。

21行目、（3）人と河川の豊かなふれあいの確保に関する整備でございます。

自然とのふれあいやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備を関係自治体や地域住民と調整し実施します。

河川利用に関する多様なニーズを踏まえ、地域住民に親しまれる河川整備を推進します。

下のページにまいります。河川の維持の目的のうち、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項でございます。

4行目、河川の維持管理に当たっては、相模川・中津川の河川特性を十分に踏まえ、河川の維持管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】」等に基づき、計画的・継続的な維持管理を行います。

6行目、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い、調査検討を行います。

以下、八つの項目について、お示しをさせていただいております。一つ目が堤防の維持管理。二つ目が河道の維持管理。3番目が樋門等の河川管理施設の維持管理。

めくっていただきまして、4番目がダムの維持管理。5番目が許可工作物の機能の維持。6番目が不法行為に対する監督・指導。7番目が観測等の充実。8番目が洪水氾濫に備えた社会全体での対応でございます。

下のページにまいります。こちらは河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関

する事項でございます。

4行目、河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等の情報交換に努め、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行います。

5行目、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量を監視し、城山ダムや宮ヶ瀬ダム等の総合運用により水系全体の効率的な水運用を図ります。

7行目、渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する「相模川水系水総合運用協議会」等を通じ、関係水利利用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて、水利使用の調整に関してあっせんまたは調停を行います。

9行目、河川環境の整備と保全に関する事項でございます。

10行目、河川、ダム貯水池周辺環境の維持については、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川・ダム利用等に配慮します。

以下、こちらも八つの項目について、お示しさせていただいております。一つ目が、水質の保全。二つ目が、自然環境の保全。3番目が河川空間の適正な利用。

めくっていただきまして、4番目が水面の適正な利用。5番目が景観の保全。6番目が環境教育の推進。7番目が不法投棄対策。8番目が不法係留船対策でございます。

下のページにまいります。総合的な土砂管理に関する事項でございます。

4行目、総合的な土砂管理については、人為的な行為の影響により顕在化し、今後も進行すると考えられる土砂移動の時空間的不連続性に起因した問題に対しては、重点課題として具体的な目標を掲げ、連携した対策を実施するとともに、対策の実施に当たっては、自然の営力を極力活用します。

7行目、(1) 茅ヶ崎海岸（柳島地区）の浸食対策としまして、8行目、自然の営力により河道域から河口・海岸域への海岸構成材の土砂還元を増加させるため、ダム等の堆積土砂を有効活用し、河道への置き砂等を実施します。

2番目、河道内の土砂移動の極端な不連続性の是正としまして、1) 磯部頭首工の改築、2) 磯部床止下流の深掘れ対策について記載をさせていただいております。

また、三つ目としまして18行目、(3) 流砂系で継続して実施する対策・モニタリングについて、三つ記載をさせていただいております。

骨子に対する説明については、以上でございます。

4. 当面の進め方について

○京浜河川事務所 計画課長

続きまして、資料3をお手元に御用意ください。当面の進め方でございます。ただいま御説明させていただきました骨子につきまして、平成29年8月1日から8月30日まで意見募集を行います。郵送、ファクシミリ、電子メールによる意見募集を開始する予定でございます。

それから、8月1日の15時から17時まで、相模川・中津川河川整備計画有識者会議を開催する予定でございます。

当面の進め方につきましては、以上でございます。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。以上で事務局からの説明は終わりましたので、続きまして、自治体の皆様から順番に御意見を伺いたいと思います。行政連絡会の名簿順に従いまして、御意見を伺いたいと思いますので、相模原市さんのほうからお願いしたいと思います。

○相模原市 環境共生部長

相模原市環境共生部長の石井と申します。よろしくお願ひいたします。

私ども相模原市といたしまして、相模川についてのお話になるんですが、相模川、本市にとって市民の憩いの場、潤いの場ということで、非常に大事な河川だというふうに認識しているところでございます。そうした点を踏まえまして、幾つかこの計画に対する、計画そのものというよりも、連携して取り組みさせていただきたいということが2点と、それから、要望的なことになるんですが1点、お話をさせていただきたいと思います。

資料2の9ページからなんですが、21行目になります。河川環境の整備と保全に関する事項の21行目のところに、人と河川の豊かなふれあいの確保に関する整備ということでございますけれども、本市におきましても、相模川の河川区域内に広場ですとか、あるいはスポーツ広場といったような施設を設置させていただいておるところでございます。ぜひ、こうした整備、ふれあいや環境学習の場の整備、保全につきまして、ぜひともここは連携をさせていただいて、取り組みさせていただければというふうに思っているところでございます。

それから、今度は13ページになります。19行目になるんですけども、これは要望になるかと思うんですが、不法投棄対策ということで、本市におきましても管理周辺施設の不法投棄の収集処分を委託発注で実施しておりまして、昨年度も約16 tの不法投棄が発生しているという状況でございまして、依然として不法投棄が多いということでございまして、ぜひとも河川管理者としての実行性のある対策を講じていただきますよう、お願い申し上げたいというふうに思っております。

それから、最後になります。14ページになります。11行目のところで、磯部頭首工の改築というのがございまして、本市におきましても、相模川に流入しております準用河川、八瀬川というのがあるんですが、この改修計画を考えておりまして、この計画とぜひとも整合が図れますよう、磯部頭首工の計画河床工等の詳細部分につきまして、十分連絡調整を図りながらですね、改築に向けて検討を進めていただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、平塚市さん、よろしく申し上げます。

○平塚市 都市整備部長

平塚市都市整備部長の小山田です。よろしくお願いいたします。

事前に、特に意見は提出していないんですが、平塚市、相模川最下流部にありまして、近年の全国各地で起きております非常に大きな豪雨が発生しておりまして、平塚市民も非常に不安を感じている部分がございます。従いまして、早くこの整備計画を、まずは立案、つくっていただきまして、この計画に基づいて、しっかりと未整備区間の整備、あるいは河床がだいぶ下流域で上がってきているところもございますので、そういった堆砂を取り除いていただいたりしながら、要は洪水が起こらないように、しっかりと取り組んでいただきたいということと、もう1点、下流域のほうで水辺の楽校というものがございまして、非常に子供たちも安心して地域の方々と一緒に河川空間を楽しんでいるという、非常に良い場がございますので、それらもしっかりと国、市、あとは地元の人たちと連携をしながら将来の子供たちのためにですね、維持管理をきちっとしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、最後なんですけど、先ほど茅ヶ崎市の柳島の侵食対策という話があったんですが、平塚市の海岸も同じようにというか、侵食している部分がございますので、先ほど中流域での置き砂というような試行もされているようですので、引き続きその辺の取り組みをお願いしたいということで、要望させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、藤沢市さん、お願いします。

○藤沢市 道路河川部長

道路河川部長の古澤と申します。よろしくお願いいたします。

私どものほうはですね、直接こちらに関係することではないと思うんですが、支流の小出川というところがですね、藤沢市のほうに流れております。その最上流部で神奈川県さんとか相鉄さんと、うちの市のほうで相鉄いずみ野線というのが湘南台駅まで来てまして、それから今、慶応大学が立地しているところまで延伸していく構想をもって、今検討を進めているところでございます。その地域はですね、藤沢市の都市拠点として健康と文化の森というふうについて今、取り組んでいるところなんですけど、慶応大学、SFCというほうが御承知おきかとは思いますが、そのキャンパスが平成元年にできまして、その後、看護医療学部が開設されて、今現在、慶応大学の関係している病院の建設が進められているところでですね、だんだん都市化が進んでくる関係がありまして、小出川のほうの河川改修がちょっとなかなか進まないということもあるんで、浸水の問題が起きていますので、藤沢市のほうとしましては段階的に調整池の整備とか、新たな調整池の整備の検討などを進めているところでございます。私どもといたしましてはですね、こういう浸水対策を進めているんですけども、いずみ野線の延伸のために必要な都市拠点の整備に向けてですね、相模川の支流のほうの治水対策も積極的に取り組んでいただけるとありがたいということで、ちょっと御要望みたいな形なんですけど、そういったことを期待しているところでございます。

以上でございます。

○神奈川県 河川課

ありがとうございました。続きまして、茅ヶ崎市さんお願いします。

○茅ヶ崎市 下水道河川建設課長

茅ヶ崎市の下水道河川建設課長の山中と申します。よろしく申し上げます。

この骨子案につきまして、2点ほど発言させていただければと思います。

まず6ページからの3、河川の整備の実施に関する事項につきまして、6行目、洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止または軽減に関する事項、この記載中の堤防の整備がうたわれておりまして、これにつきましては一定の評価をしてございます。相模川の堤防整備につきましては、茅ヶ崎市側は特に遅れておりまして、流域住民から堤防の整備を強く要望されています。本計画に伴いまして、早期の整備が図られることを、御配慮の程、お願いできればと思います。

続きまして、9ページです。3.1.3、河川環境の整備と保全に関する事項。動植物の生息・生育・繁殖環境への配慮と自然の調和ということがうたわれており、これに関しても一定の評価をしてございます。1点、20行目になりますが、自然環境の保全と再生の中のハリエンジュ等の樹木対策について、治水面を考慮し計画的に伐採等の適正な管理を実施します、こういう記載がございまして、ハリエンジュ等を含む植樹の想定というのはあるのでしょうか。また、この適正な管理につきましては、どのような管理を考えているのでしょうかということ、今後教えていただければと思います。ここでの表現によりましては、河川敷地内に自生している樹木全てが計画的な伐採対象と捉えられ、動植物の生息・生育環境・繁殖環境の配慮と齟齬が出る結果となりうることを懸念されますので、この点については御配慮いただければと思います。

この地域、平太夫新田及び萩園という地域にございましては、堤防築堤の際に、旧堤防にあった樹木を自然環境保全のために、国より河川敷地内に移植した経緯がございまして、新たな植樹等を行わないものの、動植物の保全を考えた管理手法に一定の理解を得ていると考えておりますので、御配慮の程、お願いいたします。

以上でございます。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、厚木市さん、よろしく申し上げます。

○厚木市 都市整備部長

厚木市の都市整備部の沼田と申します。よろしくお願いいたします。

厚木市につきましては、中津川、相模川の関連が深い市でございます、この河川整備につきましては早急をお願いしたいと強く思っている次第でございます。

この骨子につきましては、幾つかちょっと文言を入れていただきたい部分がございますので、細かいこととなりますが、ちょっとお願いしたいと思っております。

まず3ページでございます。3ページの6行目になります。ここで掘削等という文がございますが、ここの掘削の部分に、細かくなりますが、等の中に入っているのかなということもございますけども、樹林化対策、そういったものをちょっと提案していただけるかと思っております。掘削と樹林化対策等によりというような形で、ちょっとお願いできればということですが。

次に、8ページになります。8ページの9行目でございますが、これも河道掘削のところと樹林化対策等というような形をお願いしたいと思っております。

次に、9ページ目でございます。9ページ目の24行目でございますが、これが河川利用に関する多様なニーズを踏まえ、地域住民に親しまれる河川整備ということが書いてございますが、河川整備を具体的に、低水護岸等の整備を踏まえたというような形で表現を、より具体にしていればというような形で提案させていただきます。

次に、14ページの21行目でございますが、河道の二極化や樹林化への対策については、知見の整理や実現性を検討し、というようなことで、その「検討し」に続けて、検討した上で対策を実施します。「また」というような形で次の三川合流地点の土丹とつけ加えてはどうかというふうに考えてございます。

また、次の22行目のところでございますが、土丹の被覆等というようなところもございまして、そこに水制工や土丹の被覆等というようなことで、水制工等の文言を入れていただければと思っております。

骨子につきましては、以上でございます。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、伊勢原市さん、お願いします。

○伊勢原市 下水道担当部長

伊勢原市の下水道担当の石塚でございます。伊勢原市につきましては、相模川に直接接

しているというところはございませんが、資料4の3、洪水浸水想定区域図を見ますと、当市の中を流れています二級河川、歌川まで浸水が広がってくるというような想定がされている内容でございまして、できるだけ早期に、この浸水対策をしていただけるよう、お願い申し上げるところでございます。

以上です。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、海老名市さん、お願いします。

○海老名市 建設部長

海老名市建設部長を務めております、御守でございます。よろしくお願いたします。

事前の意見ということでは挙げてはございません。骨子案に基づきましてですね、30年という長期にわたる計画ではございますけれども、計画に基づいて整備のほうを行っていただきたいということで、要望させていただきます。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、座間市さん、よろしくお願いたします。

○座間市 都市計画課長

座間市都市計画課長の柴原と申します。よろしくお願いたします。

座間市は、相模川の中流域に接しておりまして、今回意見は出しておりませんが、この相模川・中津川河川整備計画骨子に基づいてですね、適切に工事、整備を進めていただければと考えております。

以上でございます。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、綾瀬市さん、よろしくお願いたします。

○綾瀬市 下水道課長

綾瀬市下水道課長の野口と申します。よろしくお願いたします。

綾瀬市につきましては、相模川に面してはおりませんので、特に意見は出しておりませんが、相模川・中津川河川整備計画骨子に基づいて、環境を考慮した治水対策を行っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、寒川町さん、よろしくお願いいたします。

○寒川町 下水道課長

寒川町下水道課長、畠山と申します。よろしくお願いいたします。

骨子につきまして、事前に特段の意見というのは提出しておりませんが、寒川町におきましても、現在、公園であったりですね、あとスポーツの場として占用する状況がございまして、地域の住民の憩いの場といたしますか、そういった活動の場として活用させていただく状況でございます。河川整備計画の策定とあわせまして、治水をはじめ、河川空間の一層の活用というところをお願いできればというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。続きまして、愛川町さん、よろしくお願いいたします。

○愛川町 副町長

それでは、2点ほどですが、お伺いしたい部分がありますのでお話をさせていただきますけども、まず洪水の関係ですけども、カスリーン台風と同規模の洪水による災害の発生を防止するというふうなことをうたわれておりますけども、ここで今年県が発表しました想定最大規模の浸水想定区域ですか、それとの整合性があるのかどうか。そして、またここで想定最大規模の浸水想定区域が設けられたことに伴いまして、大規模氾濫減災協議会ですか、そういった組織もできておりまして、ソフト、ハード面でこれから検討していくというふうなことでありますけども、その辺との計画の整合性を図っていただきたいということ。

それと、あと要望の関係ですけども、各市町村からもお話が出ておりますけども、樹林化対策、お願いをしたいと思っております。

それと、町では中津川リバーリフレッシュ構想を設けておりまして、これの見直しを予定しております。整備計画を策定する中でですね、各市町村、先ほどからもお話が出ておりますけども、同様の計画があるかと思いますので、河川利用の骨子の中にも述べられておりますけども、調整を図りながらですね、策定をお願いしたいと思っております。

以上です。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。それでは、いただきました御意見に対して回答のほうさせていただきたいと思っておりますけども、まずはですね、国土交通省の京浜河川事務所から回答をお願いしたいと思っております。

○京浜河川事務所

まず京浜河川事務所から、国の管理しているところに接しておられます平塚市さん、伊勢原市さん、茅ヶ崎市、寒川町さんのところについて、主に回答させていただければと思っています。

まずはですね、整備計画を早期に策定して、これに基づいて着々と進めていくようにといった御意見、共通しているものだと思います。そのように進めてまいりたいと思しますので、これからもよろしくお願いいたします。

それで、幾つか具体的な御質問をいただいたので、お返しできればと思っています。まず藤沢市さんと茅ヶ崎市さんについては、御案内のとおり、特に堤防の整備がまだ進んでいないところが多く残されているところでございます。この整備計画の中でこれについて整備するように、しっかりやっていきたいと思っています。また今も進めていますので、今後も御協力いただければと思っております。

それと、環境面についても幾つかいただきました。まず具体的なこととしまして茅ヶ崎市さんですね、ハリエンジュ等と書いてあった文章のこととございますけども、これはあくまで、先ほど指摘していただいたページの一番上に書いてあります、治水、利用だとかなですね、環境の保全、これを両立させるように考えていくといった精神のもとでございます。

文章につきましては、そういうふうに書いてございますけども、何か特定の種は全伐だとかいうことをうたったものではなく、そういった利用だとか治水だとかいったことを考

慮して、もちろん環境にも配慮して計画的にやっていくということです。これが適正な管理といった理念でございまして、そういったものをいろんな要望がある中で、いろんなことを考えなければいけないため、切るものは切るし、残すものは残すといったようなことでやっていきたいと思っています。それにつきましては、もちろん関係機関の皆様と相談しながら進めてまいりたいといった部分もございまして、よろしくお願ひしたいと思っています。

あともう一つ、環境の面ですけれど、公園の利用とか水辺の楽校等ですね、私どもも非常に大事だと思っていますので、それにつきましても計画的に永く、今後もしっかり一緒にやらせていただければと思っています。

以上でございます。

○神奈川県 河川課

続きまして、神奈川県から回答をお願ひしたいと思います。

○神奈川県 河川課長

神奈川県河川課長、鶴木でございます。

それでは、私のほうから当課に関連する部分をお答えしたいと思います。まず相模原市さんのほうから、磯部頭首工の改築に関しての御意見いただきました。磯部頭首工の改築に関しましては、相模原市さんや県の農政部局など、関係機関と十分な連携調整を図りながら、改築に向けた検討を進めてまいりたいというふうにご検討いただいております。

次に、厚木市さんからですね、何点か具体的な御提案いただきました。3ページと8ページにかかる事項として、樹林化対策についてでございますけれども、河道の目標流量を安全に流下させるための主に必要な措置というものが河道掘削であることから、「河道掘削等」というふうに記載をさせていただいております。樹林化対策につきましては、河道内の樹木によって流下阻害を生じている場合など、河川管理上、支障が認められる場合には、支障が大きなものから順次伐採していただいております。9ページの3の河川整備に関する事項の3.1.3の(2)にも具体的に、「治水面を考慮し計画的に伐採等の適正な管理を実施する」ということを記載させていただいております。

次に、9ページの関連で低水護岸等の整備に関しての御意見いただきました。これにつきましては、三川合流点では、現在、治水安全度を高めるために、特に川幅が狭い河原口

地区の拡幅や掘削などを重点的に進めております。まずは、その整備を進めるといったような計画になっております。低水護岸の整備につきましては、厚木市の利用計画に基づきまして、河川占用などに関する打ち合わせを行いながら、今後調整してまいりたいというふうに考えております。

それと14ページの関係で、河道の二極化や樹林化への対策についてでございますけれども、これまでの対策等による知見の整理ですとか、実現性を検討いたしまして、対策を実施していきたいというふうに考えております。

それと、土丹の露出に関しましては、「相模川川づくりのための土砂環境検討会」におきまして意見をいただくなど、具体的な対策の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。骨子においては、「土丹の被覆等」と記載しておりますけれども、水制工も含めて対策を実施してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それと、愛川町さんから、先般、県で公表した浸水想定区域との整合性というお話がございましたけれども、こちらのほうはソフト対策ということで、想定最大規模の洪水を想定しておりますが、この河川整備計画のカスリーン台風というのは整備の目標ということで、そういった意味でハードとソフトの目標という意味合いで、少し目標が違うということをお理解いただければと思います。

あと、大規模減災対策協議会との整合というお話もありましたけれども、11ページの(8)のところに、「洪水氾濫に備えた社会全体での対応」ということで記載しておりますけれども、まさにこれは、社会全体で洪水に備えていこうという水ビジョンの取組というふうに御理解いただければと思います。

もう一つ、伊勢原市さんから歌川の関係で、浸水想定区域図に含まれている区域の整備を促進していただきたいということでございますけれども、引き続き、特に川幅の狭いところですか、そういったところを重点的に治水安全度の向上を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○神奈川県 厚木土木事務所長

神奈川県厚木土木事務所の沼田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうは、現地で整備とか維持管理を行っておりますので、そういった関係の質問に対して御回答させていただきます。

相模原市さんのほうから、9ページの河川環境の整備と保全に関する事項について、御意見がございました。相模原市さんのおっしゃるとおりというふうに考えておりました、資料にも記載してあります河川整備については、治水安全度を確保することは、これは大前提になりますけども、相模川、大変自然環境が豊かだという形の中で、環境の学習とかスポーツ広場とか、そういった利用が行われていると。そういったことに対して、当然これからこの計画の中でもですね、地元の相模原市さんをはじめ、沿川の市町の方、あと地域住民の方々の御意見等を聞きながら意見交換、また調整しながら行っていくと、そのとおりだと思っております。

2点目の不法投棄の問題の御意見がございました。これについても、これまでも河川管理者である神奈川県と地元の沿川の市町村の方々、一定の役割分担のもとに、それぞれ取り組んでいるといった状況があると思います。しかしながら、相模原市さんの御意見のように、そういった不法投棄の問題もまだ残っている認識しているところでございます。この点につきましては、ここに記載がありますように地域の方々との連携というのも大変重要と思っております、実は昨日ですね、相模原市さんの田名地区で花火大会とか、地域でいろいろ活動されている方々と、ちょっとお話しする機会があったんですけども、大変相模原市に愛着をもっていただいている、自分たちもごみ拾いを行うし、実際にパトロールのようなことをやってですね、それらしいトラックなんかがあると声をかけていただいたりとか、複数で対応してトラブルにならないようにとあって、そんな配慮もされながらやっておられて、非常にきれいになっていると。そんなふうなことも大変参考になったなと思います。私のほうからはですね、お礼とともに、引き続きよろしく申し上げますと、そんなお話をさせていただいたんですけども、そういったことも踏まえながら、河川管理者と沿川の市町の方が協力し合って対策を行っていききたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。このほか、追加で何かございましたら伺いますけども。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○神奈川県 河川課

それでは、今まで自治体の皆様から御意見をいただいたところですが、本日は神奈川県の関係機関の皆様にもお越しいただいております。何か御意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

○神奈川県 農政部農地課長

県の環境農政局農地課長の松村と申します。よろしく申し上げます。

磯部頭首工について、要望という形で申し上げます。磯部頭首工につきましては、河川管理上の改築の必要性という点は理解しておりますが、農政サイドとしては当面、大規模な改修を行う予定はなく、適切な維持管理のもとに継続的に使用していきたいと考えております。河川整備計画の策定に当たりましては、現在でも一部地域で農業用水の不足が生じている状況などを踏まえた上で、利水者であります土地改良区等と十分調整を図っていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。ほかに何かございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひますが、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○神奈川県 河川課

そうしましたら、今の御意見に対して神奈川県のほうから回答させていただきます。

○神奈川県 河川課長

それでは、お答えいたします。磯部頭首工でございますけれども、磯部頭首工は十分な河道面積がなく、土砂が堆積するなど、治水上の安全ですとか土砂移動の連続性が確保できていないという状況でございますので、これらを改善するための改築というのは必要でございます。改築にあたりましては、取水等に影響のないように関係者とは十分に調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○神奈川県 河川課

ほかに何か追加でございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○神奈川県 河川課

それでは、国交省さんのほうから。

○京浜河川事務所 事務所長

すみません、先ほども返答あったと思うんですけども、一応大切なことだと思うので追加で発言させていただきます。

昨今、施設の規模を超えるような浸水があったりしたので、きょうの御意見の中でもそういう大規模な浸水があったときのことも、計画でしっかり整合がとれるように頑張っ
てほしいという御意見を二つほどいただいたかなというふうに思っています。まさしく重
要な話でございまして、その点につきましては、ややわかりにくかったかもしれませんが
でも資料の4ページです。まず目標に関する事項で発生の防止だけではなくて、軽減に関
する目標になっている。これは、もう5行目に書いてあるようなことを想定しまして、計
画規模を上回る洪水、整備途上の段階での施設能力を上回るような洪水といったことを、
やっぱり検討していこうと、公助をしていくぞといったことを、ここにうたっているところ
でございまして。また、先ほど指摘いただいたような氾濫の図ですね、これはこういった
洪水の代表例、かなり大きいものですね。ああいう図で氾濫しているような形を描いてい
ますけども、ああいうものも念頭に置いて、生命を守ることを最優先として被害の最小化
を図るといったことで計画も書いていると、骨子で述べさせていただいているというこ
とでございまして。

もちろん、それだけではなくて整備の実施に関する事項の中にも、先ほどの説明にあった
ようなことが書かれているといったことでございまして。そういう立てつけになっていると
いったことを御理解いただければと思います。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。これで以上となりますけども、最後何かございましたら。

○山梨県 治水課

山梨県でございます。最後にすみません。相模川の上流を所管しています、山梨県でございます。

山梨県、相模川の最上流部、山中湖が桂川の最上流になるんですが、今そちらのほうの地域で、河川整備計画の策定を考えているところでございます。あと中流域、今回でいきますと相模ダムの上流のほう、もう河川整備計画が既に策定済みというところございまして、今後、山梨県の上流域の桂川、相模川の河川整備計画策定につきまして、神奈川県さんと京浜河川事務所さんのほうと、また調整をさせていただく中で、策定について御協力いただきたいと思います。

以上でございます。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。神奈川県の方から、今のことで。

○神奈川県 河川課長

今後、またしっかりと連携して取り組ませていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○神奈川県 河川課

ありがとうございます。

5. 閉会

○神奈川県 河川課

それでは、最後の議事に移らせていただきたいと思います。

閉会の挨拶としまして、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課長の鶴木より、御挨拶申し上げます。

○神奈川県 河川課長

それでは、本日は長時間にわたりまして、活発な御議論いただきまして、どうもありがとうございました。今後は、相模川・中津川河川整備計画の策定に向けまして、有識者会議、相模川ふれあい懇談会と取り組みを進めてまいりたいと考えております。懇談会の開催にあたりましては、流域市町村の皆様、御協力を賜ることもあろうかと思っておりますけれども、その際はよろしくお願ひしたいと考えております。今後も、皆様の御意見を伺いながら、相模川・中津川河川整備計画の策定をしっかりと進めていきたいと考えております。引き続き、流域市町村の皆様と関係各課の皆様の御協力、よろしくお願ひしたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

○神奈川県 河川課

これをもちまして、相模川川づくり行政連絡会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。